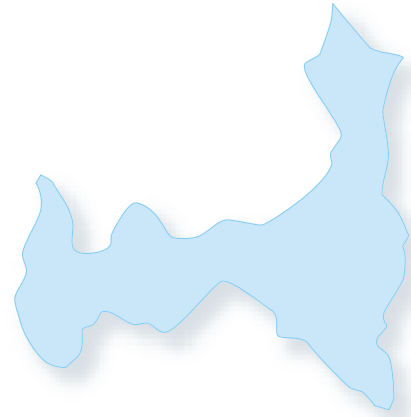




△ 講師の説明に聞き入る参加者(南富良野会場)



△ 大勢の住民が詰めかけた南富良野会場

「市町村合併に関する説明会」が開催されました

南富良野町・占冠村任意合併協議会(会長池部 彰/南富良野町長)主催による「市町村合併に関する説明会」が、1月30日と31日の両日、北海道総合企画部地域振興室市町村課参事岩間久哉氏を講師に招き、占冠村「コミュニティプラザ」と南富良野町総合福祉センターを会場に開催されました。

この説明会は、「今なぜ合併議論が必要なのか」「第27次地方制度調査会の最終答申の概要とは」など、両住民の皆さんと一緒に今後のまちづくりについて考えていくことを目的に開催されたもので、2日間で両町村合わせて250名を超える大勢の方々が参加され、講師の説明に熱心に耳を傾けていました。

今月号では、その内容について皆さんにお知らせいたします。

説明の内容

合併問題では、市町村の自己決定と自己責任が問われている。

現在の市町村においては、今までの行政運営が、できるのであれば合併協議したくないのが本音である。市町村合併は、「地方交付税の削減」「小規模市町村の再編」という国の強力な行政改革の推進により市町村においては、現状の行政運営の継続が困難な状況が明らかになってきている。

道内における合併協議会の設置状況
道内の状況としては、平成15年度に入り協議会の設

置が進み、特に地方制度調査会の最終答申の内容が公表されたを受け、合併議論が高まりさらに設置が進んでいる。

法定協議会においては設置率23%となっている。

区分	協議会数	市町村数	設置率
法定協議会	14	49	23.11%
任意協議会	25	83	39.15%

(平成16年1月23日現在)

合併問題の背景
市町村を取り巻く環境の変化として、次の事柄が挙げられます。

地方分権の推進により市町村の役割が重要になっている。

地方分権一括法が施行され、市町村が自らの判断と責任で行政の施策・サービスの内容を決定しなければなりません。住民の身近な事務を担う市町村の役割はますます重要なものとなり、基礎自治体の規模・能力の充実、強化が必要となっている。

本格的な少子高齢社会に対処できる市町村が求められている。

日本の総人口は200



△ 講師の北海道総合企画部 岩間参事

5年をピークに減少する一方で、65歳以上の老年人口の割合は30%に達すると予想されています。

本格的な少子高齢社会が到来し、市町村が提供するサービスの内容が高度化・多様化される中で、その水準を確保することが求められるため、行財政基盤の弱い市町村では対応が難しくなる。

国・地方ともに危機的な財政状況である。

国・道・市町村とも借入金残高が増大し、極めて厳しい財政状況にある中、より一層簡素で効率的な行政運営が求められている。

地方交付税の改革によ

り自主財源の乏しい市町村にとつては厳しい状況である。

市町村収入の約半分を占める地方交付税の減少により、財政基盤の弱い小規模自治体では、サービスの提供に支障が出る可能性がある。

市町村合併特例法による合併の推進
国においては、合併後のまちづくりや行政運営を支援するため「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併補助金、合併特例債の発行など特例的な財政措置を講じ、市町村合併を強力に推進している。

なお、特例措置は、法定協議会を設置し、平成17年3月31日までに都道府県知事に対して合併申請し、平成18年3月31日までに合併した市町村に適用される。

市町村自らの検証
国の財政改革による交付税の削減や地方制度改革により、小規模市町村の財政状況は極端に悪化すること

が予想される。

そうなる、現状のサービスの維持は不可能となり住民サービスの低下と負担の見直しは避けられない。

また、人件費や内部管理経費の削減はもとより建設事業、福祉・医療サービス、補助金の縮小や廃止など、大幅な経費の削減(行政改革)に取り組まなければならぬが、それだけでは効果が現れない場合がある。

まとめ
合併問題については法定協議会において、仮に合併した場合の効果や懸念など実質的な協議をしなければ判断できないが、合併は住民の意向を踏まえて、議会が最終判断することになる。

合併する・しないにかかわらず、その結果を住民が受け入れる覚悟を持たなければならぬ。

市町村合併問題は、地方自治にとつて将来の自治体運営や住民に対する行政責任などを考えたときに避けて通ることのできない問題である。そのためにも、国

の動向、協議会での協議・検討状況など多くの情報を住民に提供する必要があります。

質疑応答
説明会において出された主な質疑と回答は次のとおりです。(Qは質疑、Aは講師の回答、紙面の都合で内容の一部を省略しています。)

【南富良野会場/1月31日】
Q 現行合併特例法によつても人口が5千人にも満たないが、国や道からさらに大きな規模で合併するよう指導されることはありませんか。
A 合併した場合、道としては権限を持って指導はしないと思われまます。また、新法での合併推進構想の対象にはできないと考えますし、すべきでないと考えます。

Q 合併をしないで自立の道を選択した場合、今後国や道から何らかの行政指導はありますか。
A 合併をしない場合、道は多額の借金があり財政が非常に厳しい状況です。



△ 質問する参加者(南富良野会場)

A 行政指導はありません。道は新法での人口1万人規模の合併推進構想(合併パターン)を作成します。これは法律に基づくもので、国からの法定受託事務として行います。

Q 地方交付税の今後、5年後、10年後の見通しはどのようになりますか。
A 今のところ、どの程度減るのかは判りません。国の財政改革でも地方交付税は減額する方針であります。交付税を25%減ると推計している町村もあります。

いずれにしても、国は多額の借金があり財政が非常に厳しい状況です。